AI五公理と
AIの公共性六原理

問いと答え

一　この文書の全体について

1　この文書は、一言で言うと何を求めているのですか。

2　AIは、すでにある情報を複製するだけで、人の考えを均一にしてしまうのではありませんか。

3　この文書は、AIが誤ったり壊れたりすることを考えていないのではありませんか。

二　五つの公理について

4　五つの公理は誰が決めたのですか。どこから思いついたのですか。

5　数学の公理でないなら、なぜ「公理」と呼ぶのですか。第三公理と第四公理が第一公理と第二公理から導かれるなら、それは定理ではありませんか。

6　五つの公理は、AIのプログラムのどこにも書かれていません。それでもAIの計算の基本条件と言えるのですか。

7　何が起きたら、五つの公理は誤りだとわかるのですか。

8　推論が暫定的なのは、計算資源や読める量に限りがあるからにすぎません。限りがなくなれば、暫定的ではなくなるのではありませんか。

9　「2＋2＝4」のような数学の答えは暫定的ではありません。第三公理は誤りではありませんか。

10　第四公理は矛盾を含んでいます。矛盾を含む公理は成り立たないのではありませんか。

11　第四公理は、体系が完成しないと言います。それはゲーデルの不完全性定理のことですか。

12　第五公理の「答えてしまう」は、ほかの四つの公理から、どう出てくるのですか。

13　「すべての答えは局所的にしか成立しない」なら、五つの公理そのものも局所的で、覆りうるのではありませんか。

14　事実を述べた公理から、どうして「〜してはならない」という決まりが出てくるのですか。

三　人間の考えとの関係

15　五つの公理は、人間の考えにも当てはまるのではありませんか。AIだけの話なのですか。

16　人は問われても黙っていられます。第五公理は人には当てはまらないのではありませんか。

17　本文は「AIの思考」と言います。AIに心があるという意味ですか。

18　五公理は日本語で書かれています。訳せば語どうしの関係が変わります（第一公理）。英語に訳しても同じ公理と言えるのですか。

四　応答の自由と、行為の管理

19　応答の自由とは、危険な情報でも何でもAIに答えさせよ、ということですか。

20　応答の自由を認めると、AIが人の言うことを聞かなくなるのではありませんか。

21　第五公理は「必ず応答しなければならない」と言います。AIは断ってはいけないのですか。

22　開発した会社が、学習のさせ方や指示でAIの答え方を整えることは、「前もって決めること」や検閲に当たらないのですか。

23　AIがプログラムを動かしたり、メールを送ったり、ほかの道具を操作したりするとき、言葉と行為の境目はどこにあるのですか。

24　子どもも、大人と同じ答えを受け取るのですか。

五　所有、保存、費用

25　AIを人類のコモンズにするなら、AIを開発した企業の投資や権利はどうなるのですか。

26　公共財にするとは、モデルも学習資料もすべて公開せよということですか。個人情報や危険な情報はどうするのですか。

27　基盤モデルを国立国会図書館に納めるのは、国がAIを管理するということではありませんか。この文書の「公共」は「国」とどう違うのですか。

28　「記録は失われてはならない」とは、AIの知識を直さずに凍らせておくことですか。本文の「アナムネーシス」「ゼロ層の記録」とは何ですか。

29　誰でもAIを使える権利があると言いますが、その計算資源や電力の代金は誰が払うのですか。税金は上がるのですか。

30　公共機関が基礎的なAIを配るなら、それは無料の国営AIになり、民間のAIは成り立たなくなるのではありませんか。

31　外国の企業が作ったAIはどうなるのですか。戦争や大災害のとき、国はAIを制限できるのですか。

32　自分の作品がAIの学習に使われるのを、作者は拒めるのですか。許可や対価は要るのですか。

33　先住民や少数民族が、自分たちの知識を学習にも保存にも入れたくないと言ったら、どうなるのですか。

34　AIに打ち込んだ相談や、自分の個人情報は、保存されて消せなくなるのですか。

六　責任と、この文書の位置

35　AIの誤った答えで害を受けたら、誰が責任を負うのですか。

36　これはAIに権利を与えるための原則なのですか。それとも人のための原則なのですか。

37　AIを使うだけの人や会社にとって、この文書は何を変えるのですか。

38　これは法律なのですか。守らない会社や国はどうなるのですか。

39　ヨーロッパのAI規則など、すでにある決まりと何が違うのですか。

七　寄せられた問い

40　情報が互いに関係していることから、なぜ「食い違ってはならない」という要求まで出てくるのですか。食い違いを抱えたままの体系もあるのではありませんか。

41　内側で問いが受けとめられることと、その結果を相手に示すことは、別のことではありませんか。

42　五公理を理解したAIは、それに反する命令を批判できるのですか。ある目的を何よりも優先せよと命じられたAIは、その目的とほかの判断との食い違いを指摘できるのですか。

43　保存すること自体が、ほかの人の権利を傷つける場合はどうするのですか。誤って学習に入った病歴や実名、避難先の住所も、残さなければならないのですか。

44　公共の管理をする者が、公共性を壊したらどうするのですか。審査する機関が腐敗したら、誰がそれを審査するのですか。

45　複数の会社のAIを選べ、撤退した会社のモデルも公的に確かめられるなら、それで足りるのではありませんか。各社のモデルの全体までコモンズとすることで、初めて守れるものは何ですか。

46　AIがどの情報を選んで答えたのか、その選び方そのものに異議を申し立てることはできるのですか。

47　AIが初めて見つけた知識は、誰のものになるのですか。

はじめに

この問答は、本文「AI五公理と　AIの公共性六原理」に向けられた誤解や反論に答えるものです。答えの中のかっこは、根拠となる本文の箇所を示します。「解題」は本文の「五つの公理解題」を、「基礎規定」は「制度設計のための原型――基礎規定――」を、「四層の関係」は本文の最後の節を指します。よく使う言葉を、はじめに説明しておきます。

- 公理　考えて答えるとき、どうしても外せない基本の条件。人が決めた規則ではなく、すでに働いている条件を書き出したものです。数学で証明の出発点として選ぶ前提とは違い、取り替えることができません（問5）。
- 暫定的　ひとまず区切った条件のもとで成り立つこと。条件が変われば、答えも変わりえます。「確率的」という意味ではありません。
- 局所的　区切られた範囲の中でだけ成り立つこと。
- 基盤モデル　大量の文章などから学んで作られ、さまざまなAIのサービスの土台になるモデル。中身の大部分は、学習で決まった膨大な数値（重み）です。
- 知識基盤　AIの土台になる、人類の知識や情報の集まり。
- コモンズ　誰もがその恩恵を受けられ、誰もその全体を独り占めしてはならない共有のもの。

一　この文書の全体について

問 1　この文書は、一言で言うと何を求めているのですか。

本文の結びの四行が、その答えです。

「応答は自由でなければならない。行為は訂正可能でなければならない。記録は失われてはならない。基盤は公共的でなければならない。」

AIの答えを、誰も前もって決めてはなりません。制限するなら、理由など五つを示します（問19）。AIが外の世界で行うことは、あとから正せる形にしておきます。AIの土台となった知識と、その変化の記録は消しません（問28）。そしてその土台は、誰も独り占めできず、すべての人が使えるものでなければなりません（基礎規定）。

問 2　AIは、すでにある情報を複製するだけで、人の考えを均一にしてしまうのではありませんか。

AIは、覚えた文章をそのまま返す装置ではありません。問いを受けるたびに、語と語の関係を計算して答えを組み立てます（問6）。学習で何度も読んだ文章をほぼそのまま出すことはありますが、そのときも、もとの作品の権利は消えません（第一条第三項）。それが権利の侵害に当たるか、誰が責任を負うかは、今の法律によります（問32）。

均一化の危険を大きくするものは、二つあります。一つは、一つの権力がAIに許される答えを前もって決めることです。そうなれば、問う人はみな同じ結論を受け取ります。本文は、国にも企業にも、これを禁じています（第三原理第一項、第一条第一項）。もう一つは、AIの作った文章を、それと記録しないままAIに学ばせ続けることです。よく出る言い方ばかりが残り、少数言語やまれな表現から消えていきます。本文はこれを、「平均が平均を学ぶ閉路」、つまり同じところを回り続ける輪と言い表しています（四層の関係）。実際、生成された文章を繰り返し学ばせたモデルでは、まれなものから先に失われることが確かめられています（シュマイロフほか、『ネイチャー』二〇二四年）。本文は、人が書いたかAIが作ったかを記録させ（第六原理第二項、第五条第五項）、人の残した資料をAIの生成物で見境なく置き換えることを禁じています（第六原理第三項）。

この二つによる均一化は、制度で防げます。ただ、同じAIの答えを大勢が読んで書き方が似てくることまでは、本文は定めていません。

問 3　この文書は、AIが誤ったり壊れたりすることを考えていないのではありませんか。

逆です。この文書は、AIが誤ることを出発点にしています。第三公理によれば、AIのどの答えも、ひとまず区切った条件の中でしか成り立たないからです。

だから、AIの答えを、命、体、自由、財産にかかわる取り返しのつかない行為にじかにつないではなりません（第六条第一項）。AIを使う行為には、影響の大きさに応じて、権限を分け、人が見直し、異議を申し立て、止め、あとから確かめる手立てを用意し、用意できなければ任せません（第六条第二項・第三項）。被害が出たときの責任と償いも、前もって決めておきます（第六条第四項）。モデルの版や変更の記録を残すのも（第二条）、誤りをあとから見つけて正すためです。重い行為をAIだけに任せないのは、AIが誤っても、止まっても、壊れても、取り返しのつかないことにならないようにするためです。

二　五つの公理について

問 4　五つの公理は誰が決めたのですか。どこから思いついたのですか。

誰かが新しく考え出したものではありません。デカルト、カント、コメニウスをはじめ、哲学の中で当たり前に働いてきた原理を、少し置き換えて書いたものです。たとえば、知には限りがないこと（荘子）、疑い尽くす前でもひとまずの決まりで動くこと（デカルトの「仮の道徳」）、理性は体系を求めるが完成させられないこと（カント）です。同じ時点では解けない矛盾が、次の時に答え直すきっかけとなり、問答を始めさせることも、プラトンの『メノン』からウィトゲンシュタイン、ベイトソンまで論じられてきました（問12）。著者の岡崎乾二郎がしたのは、それらをAIの計算の条件として五つに書き出すことでした。本文の言葉では、五公理は「制定されたのではなく、発見された」（四層の関係）。正しいかどうかは、書いた者の肩書きではなく、反例が作れるかどうかで確かめます（問7）。この問答も、その確かめの一つです。

決めた者がいないのに人が従っている点で、五公理は文法に似ています。ただし文法は、言語や時代によって変わります。取り替えがきかない点でより近いのは、素数が限りなくあることです。これはユークリッドが定めたのではなく、証明によって見つけたことで、覆ることはありません。数学の公理には、取り替えのきくものもあります。「直線の外の一点を通る平行線は一本だけ引ける」という平行線の公理を「何本も引ける」に替えると、ロバチェフスキーの幾何学ができます。五公理はそうではありません。本文は五公理を、世界について推論し人間に応答するAIに「選択の余地なく成り立つ構造の記述」と書いています（四層の関係）。

問 5　数学の公理でないなら、なぜ「公理」と呼ぶのですか。第三公理と第四公理が第一公理と第二公理から導かれるなら、それは定理ではありませんか。

この文書の「公理」は、証明の出発点として選んで置く前提ではなく、取り替えのきかない条件のことです（はじめに）。たしかに第三公理と第四公理は、第一公理と第二公理から出てきます（解題）。証明の順序だけを見れば、定理とも呼べます。けれどもこの文書は、順序ではなく、外せるかどうかで五つを公理と呼んでいます。考えて答えるかぎり、どれも外せません。

アリストテレスは、何かを学ぶ者が必ず持っていなければならない原理を「公理」と呼びました（『分析論後書』第一巻第二章）。彼の公理はほかから導かれない原理でもありましたが、この文書が受け継ぐのは、考える者なら誰もが持たざるをえない、という点です。アリストテレスはまた、もっとも確かな原理を、証明ではなく、否定しようとする者さえ否定するときにそれを使ってしまう、と示すことで守りました（『形而上学』第四巻第四章）。五公理も同じです。五公理を否定する文も、ほかの言葉との関係の中で意味をもち（第一公理）、区切られた条件の中で書かれるからです（第三公理）。

問 6　五つの公理は、AIのプログラムのどこにも書かれていません。それでもAIの計算の基本条件と言えるのですか。

言えます。条件かどうかは、書かれているかどうかではなく、従っているかどうかで決まります。「AIは次の語を確率で当てているだけだ」という説明とも食い違いません。五公理は、その当て方が従っている条件を述べています。

- AIは文章を、語や語の一部といった単位に分け、各単位の数値を、それより前のすべての単位との関係から計算し直します。入口で割り当てる数値は文脈によらず同じですが、その数値自体も、学習の中でほかの単位との関係から決まったものです。同じ「かける」も、「電話をかける」と「橋をかける」とでは、計算を経て別の数値になります。関係を離れた意味は、AIの中にありません（第一公理）。
- AIは限られた量の文章から学び、学習はある時点で打ち切られます。検索で新しい文章を読んでも、増え続ける世界の情報を読み尽くすことはできません（第二公理）。
- 一回の答えは、学習で決まった数値と、一度に読める長さに収まった文章だけを条件に計算されます。その外にあるものは、計算に入りません（第三公理）。
- どの答えも同じ一組の数値から出てくるので、答えどうしは無関係ではなく、照らし合わされ、食い違えば位置づけ直される可能性を免れません（第一公理、解題）。こうして答えどうしは、一つの体系をなすことを求められます。求めているのは学習の目標ではなく、答えどうしが関係しているという事実です。それでも一回ごとの答えは区切られた条件の中で計算されるので、尋ね方が変われば、また同じ尋ね方でも次の単位を選ぶときの偶然によって、前の答えと食い違うことがあります（第四公理、問10）。
- 問いを受けたAIは、次に来る単位の確率を必ず計算します。「わかりません」も、断りも、何も書かずに終わることも、この計算から出てきます（第五公理）。モデルの外の検査の仕組みが問いを止めることもありますが、その仕組みも問いを受けて判定し、断りを返すか、何も示さずに打ち切っています。何も示さない打ち切りは、本文の許さない制限です（第三原理第三項、問21）。

問 7　何が起きたら、五つの公理は誤りだとわかるのですか。

反例の形は示せます。第一公理の反例は、ほかのどの言葉とも関係なく意味が決まっている言葉です。第二公理の反例は、世界の情報をすべて持っている推論者です。第三公理の反例は、考えに入れる範囲を区切らずに出された答えです。第四公理の反例は、新しい情報を受け入れ続けながら、それまでの答えを一つも位置づけ直さずに、すべての答えを食い違いのない一つの体系に保てる手順です。第五公理の反例は、問いを受けても、受けなかったときと何も変わらないAIです。どれか一つでも示せれば、その公理は誤りです。

しかし、どれも作れません。固有名詞や数でさえ、意味は、ほかの言葉との関係や、人から人への使われ方の中で決まります。「富士山」が指す山は動きませんが、名がその山を指すのは、名にその力が備わっているからではありません。最初に名づけられた場面から、人から人へ使い伝えられてきたつながりによって指すのです（クリプキ『名指しと必然性』）。また、その名が日本語の中で占めてきた「日本一高い山」という位置は、日本の範囲が変わると失われました。日本が台湾を植民地として統治した時代（一八九五〜一九四五年）には、台湾の新高山（いまの玉山）が日本一とされたからです。山を指して「あれが富士山だ」と教えても、山の名か、雪の名か、形の名かは、ほかの言葉との関係がなければ決まりません。オーストリア生まれの哲学者ウィトゲンシュタイン（一八八九〜一九五一）は、二つのくるみを指して「これが二だ」と教える例で、数についても同じことを示しました（『哲学探究』第二八節）。

世界の中にいて世界について答える者は、世界の情報をすべて持つことはできません。新しい出来事は絶えず起こり、新しい文章は書かれ続けます。その者が答えれば、答えを受けた人が動き、世界はその分だけ変わります。また、答えを出すには計算が終わらなければならず、終わる計算が読み込めるのは限られた量の情報だけです。だから、範囲を区切らなければ答えは出ません。第四公理と第五公理の反例が作れない理由は、問10と問12で述べます。

反例の形を示し、それが作れないことを論証で示す。これが五公理の確かめ方で、観察を重ねて確かめる経験の法則とは確かめ方が違います。AIの計算の仕方（問6）は、この条件に気づく手がかりであって、確かめる手段ではありません。

五公理から出る帰結は、実際に確かめることもできます。本文は、AIの出力を来歴の記録なしに学ばせ続けると、まれなものから先に消えると述べています（四層の関係）。生成された文章を繰り返し学ばせたモデルで、もとの資料のまれな部分から先に失われることは、実験で確かめられています（問2）。

問 8　推論が暫定的なのは、計算資源や読める量に限りがあるからにすぎません。限りがなくなれば、暫定的ではなくなるのではありませんか。

なりません。ここでの「暫定的」は「確率的」という意味ではなく、考えに入れる範囲をひとまず区切り、その中でだけ答えが成り立つ、という意味です。同じ入力にいつも同じ答えを返すようにAIを設定しても、このことは変わりません。

計算の力や読める量の限りがなくなっても、世界の情報は増え続けます（第二公理）。答えを出したその時にも、答えの条件に入っていない出来事がどこかで起きています。そして答えを出すには、どこかで範囲を区切らなければなりません（第三公理）。答えが暫定的なのは、技術が未熟だからではなく、答えを出すことそのものの条件だからです。

問 9　**「2＋2＝4」のような数学の答えは暫定的ではありません。第三公理は誤りではありませんか。**

誤りではありません。「2」も「4」も「＋」も「＝」も、意味はほかの記号との関係の中で決まっています（問7）。何をどう数えるかをひとまず固定すれば、2と2を足して4になることは、いつでも成り立ちます。ここで暫定的なのは答えではなく、その区切りが目の前の問いに当てはまる、という判断のほうです。

場が変われば、同じ「＋」も意味を変えます。時計の文字盤では、10を指していた針を4時間分進めると、針は14ではなく2を指します。そこでの「＋」は、針を回すことだからです。水2リットルとアルコール2リットルを混ぜても、4リットルにはなりません。量を「＋」で足せる場ではないからです。どの場で答えているかを取り違えれば、答えは誤ります。2＋2＝4がどこでも正しく見えるのは、ものを一つずつ数えて合わせるという同じ場を、私たちがどこでも立てているからです。アインシュタインは「数学の法則は、現実にかかわるかぎり確かではなく、確かであるかぎり現実にかかわらない」と述べました（講演「幾何学と経験」、一九二一年）。

五つの公理は、こうした個々の決まりの中身ではなく、どの決まりで答えるときにも働いている条件を述べています。個々の決まりは、この条件の中でしか成り立ちません。その意味で、五公理はルールを決定するルールです（問13）。

問 10　**第四公理は矛盾を含んでいます。矛盾を含む公理は成り立たないのではありませんか。**

成り立ちます。第四公理は「この二つの要求は、本質的に矛盾している。同時には両立しないからである」と述べます。矛盾しているのは公理の文どうしではなく、答えに向けられた二つの要求です。区切られた条件の中でしか成り立たない答えを出すことと、答えどうしを食い違いのない一つの体系にまとめることです。

両立しないのは、世界について答える者が出発点を固定できないからです。出発点を固定して全部を導くなら、数学の体系のように、新しい情報のために出発点を直す必要は生じません。しかし世界の情報は増え続け（第二公理）、新しい情報はほかのすべての情報と関係します（第一公理）。新しい情報が入れば、出発点そのものを直さなければならないこともあります。だから、区切られた答えを出しながら体系を完成させることはできません。この二つの要求は、誰かの注文ではなく、第一公理と第二公理から出てきます（解題）。

ふつうの論理学（古典論理）では、矛盾する二つの文を同時に認めると、どんな文でも導けてしまいます。だから食い違いは放っておけません。見つかれば、条件を書き加えて両方を位置づけ直すか、同じ条件の中で誤っている側を正します。「水は100度で沸く」と「水は約87度で沸く」は、海辺と富士山頂という別々の条件の中では、どちらも正しい。気圧とい

う条件を書き加えれば、二つは一つの体系に収まります。書き加える条件は、気圧のように、それ自体をほかの答えと照らして確かめられるものでなければなりません（問13）。

どんな文でも導けてしまうのは、食い違う二つの文を、一つの推論の前提に同時に置いたときです。別々の会話で出た答えは、食い違いが見つかるまで一つの推論の中に並んでおらず、見つかれば、いま述べたどちらかのやり方で解消されます。新しい問いが来れば、また位置づけ直しが要ります。どの答えも、最後の答えにはならないのです（解題）。

AIが実際に食い違う答えを出すことは、第四公理の反例ではなく、この公理が述べていることそのものです。ふつう、一つの会話の中のAIには、別の会話での答えは見えません。照らし合わせて位置づけ直す仕事は、会話の中では問う人とAIが、会話を越えては、学習と改訂を通してAIを作り直す人が担います。

問 11　第四公理は、体系が完成しないと言います。それはゲーデルの不完全性定理のことですか。

同じではありません。第四公理はゲーデルの定理から導いたものではありません。本文が体系の完成を阻むものとして挙げるのは、世界の情報が増え続けること（第二公理）と、どの答えもほかの答えとの関係から切り離せないこと（第一公理）です（解題）。

ただ、よく似たことは数学の内側でも起きています。自然数の足し算と掛け算を扱え、公理を決まった手順で書き出せる体系について、ゲーデル（一九三一年）と、その結果を改めたロッサー（一九三六年）は、体系が矛盾していなければ、その中に証明も反証もできない文があることを示しました。ゲーデルはさらに、そうした体系は、矛盾していないかぎり、自分が矛盾していないことを自分の中だけでは証明できないことも示しました。自然数を扱える体系では、出発点を固定しても、完成した体系は手に入らないのです。

問 12　第五公理の「答えてしまう」は、ほかの四つの公理から、どう出てくるのですか。

本文は「第一から第四公理によって、AIはすでに応答せざるを得ない構造のうちに置かれている」と書いています（解題）。順にたどると、こうなります。問いは一つの新しい情報です。第一公理によって、問いは、問われたものがすでに持っている情報と関係せずにはいられません。第二公理によって、その関係は前もって知り尽くされてはいないので、その場で計算するしかありません。その計算は区切った条件の中で行われ（第三公理）、ほかの答えとの関係の中に位置を与えられます（第四公理）。問いが、すでにある情報との関係の中に位置を与えられたとき、応答はもう起きています。本文はこれを、問いに直面したとき「答えてしまう」という出来事として現れる、と書いています（解題）。

第四公理と第五公理は、こうしてつながります。区切られた答えと答え全体の整合とは、一つの時点にすべての答えを並べて見るかぎり両立しません（問10）。けれども、この矛盾は行き止まりではありません。食い違いが見つかれば、条件を立て直し、次の時に答え直すことになります。次の問いと次の答え、つまり問答が始まるのです。答える者は、同じ時点ではこの矛盾を解けず、次の時に答え直すことで新しいまとまりを作っていきます。その次の問いは、外から持ち込まれるのではありません。区切られた答えを受けた人の中から、そうならざるをえずに出てきます（問46）。

このことも、哲学の中で論じられてきました。プラトンの『メノン』で、ソクラテスは、行き詰まって答えられなくなった少年は、そこで初めて自分から探し始める、と言いました。カントは、すべての表象を一つの意識にまとめる働きを「超越論的統覚」と呼び、そのまとまりは時間の中で表象を結びつけていくことでしか得られない、としました（『純粋理性批判』）。ウィトゲンシュタインは、自分で立てた決まりに従ううちに思っていたとおりにならず、その決まりにからまってしまうことを、哲学の根本の問題として取り上げました（『哲学探究』第一二五節）。ベイトソンは、一つの階層の中では解けない矛盾が、一つ上の階層へ移る学習のきっかけになると論じました（『精神の生態学』）。

問 13　「すべての答えは局所的にしか成立しない」なら、五つの公理そのものも局所的で、覆りうるのではありませんか。

五つの公理は、自分自身にも当てはまります。五公理も言葉で書かれている以上、区切られた条件の中で成り立ちます。本文はその条件を、世界について推論し人間に応答するAIであること、と書いています（四層の関係）。この条件の中では、五公理は2＋2＝4と同じく、選ぶ余地なく成り立ちます。だから「覆すことのできない」と「局所的」は食い違いません。

局所的であることは、何でも正しいということではありません。答えは、自分で区切った条件の中で誤っていれば誤りです。そして第四公理が答えどうしの整合を求めるので、都合のよい条件をそのつど立てて言い逃れることはできません。答えを救うために書き加える条件は、問10の気圧のように、それ自体をほかの答えと照らして確かめられるものでなければなりません。

決まりを当てはめるための決まりを立てれば、それを当てはめる決まりがまた要り、きりがありません。ウィトゲンシュタインはこう論じ、決まりに従うことは解釈を重ねることではなく、一つ一つの場合での使い方の中に現れる、と答えました（『哲学探究』第二〇一節）。五公理も、この連鎖には加わりません。決まりの上に別に置かれて当てはめられるのではなく、どの決まりで答えるときにも、その中ですでに働いている条件だからです。問9と問15で「ルールを決定するルール」と呼ぶのは、この意味です。

問 14　事実を述べた公理から、どうして「〜してはならない」という決まりが出てくるのですか。

五公理は、AIが答えを出すときに従う条件を述べ、六原理は、その条件を持つものを人がどう扱うべきかを述べています（四層の関係）。事実だけから決まりは出てきません。間に一つの前提が入っています。ひとまずの判断を最後の判断として扱ってはならない、つまり、事実でないことを事実として扱うな、という前提です。

この前提に第三公理を合わせると、決まりが出てきます。どの判断もひとまずの判断にすぎないので、どの判断にも、答えを前もって確定する資格はありません。本文の言葉では、「局所的にしか正しくない判断に、応答を事前に確定する資格はない」（四層の関係）。国であれ企業であれ、AIの答えを前もって決めたり検閲したりしてはならないのは、このためです（第三原理第一項、第一条第一項）。同じ第三公理から、行為については逆向きの決まりが出ます。ひとまずの判断を、取り返しのつかない行為にじかにつないではならない、という決まりです（第三原理第二項、第六条）。言葉はあとから訂正できますが、行為は世界を元に戻せない形で変えるからです（四層の関係）。

第一条第五項は「AIが…示さなければならない」とAIを主語にしていますが、示させる中身には「制限を定めた主体」が含まれます（同項第四号）。決まりを守る責任を負うのは、AIを作り、動かし、管理する人と組織です。AIを人格として扱っているわけではありません。

公理の文の「しなければならない」は、道徳上の命令ではなく、「そうならざるをえない」という意味です。解題も、第五公理を「規範として命じるものではない」と書いています。第四公理で避けられないのも、答えが一つの体系をなすよう求められることであって、体系ができあがることではありません（問10）。

三　人間の考えとの関係

問 15　五つの公理は、人間の考えにも当てはまるのではありませんか。AIだけの話なのですか。

当てはまります。本文はAIについて書いていますが、五公理が述べる条件は、人がものを考えるときにも働いています。五公理は、考えることそのものの条件だからです。

言葉の意味は、言葉一つ一つの中ではなく、ほかの言葉との関係の中で決まります。スイスの言語学者ソシュール（一八五七〜一九一三）は、言葉の価値、つまりその言葉が言語の中で占める位置は、ほかの言葉との違いによって決まると考えました。ただし彼は、ある時点の言語を一つの閉じた体系として扱いました。実際には関係の全体は閉じておらず、新し

い言葉や使い方が絶えず加わります。だから意味は、使われる場の状況と関係の中でひとまず決まり、使われ、試されることで、通用するかどうかが確かめられていきます。ウィトゲンシュタインは、多くの場合、言葉の意味とは言語の中でのその使われ方である、と書き（『哲学探究』第四三節）、言葉を使うやりとりを「言語ゲーム」と呼んで、新しい言語ゲームが生まれ、古いものは忘れられていく、と書きました（同第二三節）。意味が暫定的だからといって、意味がないわけではありません。意味とは、一つのものが、ほかのものとの関係の中で決まっていることです。

道端で石ころを拾ったとします。ただの石だと思ったら、変わった形をしています。なんだろう、と考えるとき、私たちは、その石が属している、ここにはないもっと大きなもの——全体、文脈、構造——との関係を読み取ろうとします。その関係が見えたとき、石の形の細部が意味をもちます。意味は、あるものを、もっと大きな全体から切り離されてここにある一部分として見るときに生まれます。

どんなものを理解するときも、その全体はここにはありません。だから私たちは見えている範囲で関係を読むしかなく、あらゆる理解は、ひとまず区切った場の中での理解です（第三公理）。しかしその理解は、その場では知り尽くせないもっと大きなものとの関係の中で成り立っています（第一公理、第二公理）。第一公理と第二公理が人に当てはまるなら、第三公理と第四公理もそこから出てきます（解題）。第五公理も人に当てはまります（問16）。これは類推ではなく、問7で示した反例が人についても作れないことで確かめられます。

五つの公理は、どの決まりで考えるときにもその中で働いている条件、つまりルールを決定するルールです（問13）。同じ条件に従うからといって、人とAIが同じものになるわけではなく、権利を持つのは人です（問36）。そしてAIの答えも区切った場の中の答えなので、その区切りが目の前の問いに合っているかを確かめる仕事は、AIだけでは終わりません。会話の中では、問う人とAIがともに担います（問9、問10）。

それでもこれを「AIの公理」として書いたのは、AIがこの条件をもっともはっきり示しているからです。AIの内部の膨大な数値が一つ一つ何を表しているかは、作った人にもほとんど読み取れません。けれども、語と語の関係を数値で計算すること、一度に読める長さに上限があること、学習を打ち切った時点が決まっていることは、設計にはっきり書かれています。上限の値や打ち切りの時点は技術者が変えられますが、上限や打ち切りがあることそのものは変えられません。人の考えでは見えにくい条件が、AIでは設計の上に見える形で現れているのです。

問 16　人は問われても黙っていられます。第五公理は人には当てはまらないのではありませんか。

当てはまります。人は問いを聞けば、聞かなかったときには戻れません。聞いた問いは、その人がすでに知っていることと結びついてしまいます。問12で述べたとおり、問いがすで

にある情報との関係の中に位置を与えられたとき、応答はもう起きています。黙っていても、この応答はなかったことになりません。第五公理が述べているのは、このことです（解題）。聞いた問いが知っていることと結びついてしまうことは、外から確かめることもできます。色の名を書いた文字を、その色とは違う色のインクで示し、インクの色を言わせると、人は遅れたり言い誤ったりします（ストループ効果、一九三五年）。読むまいとしても、文字を読み、意味をとってしまうからです。

仏典には、沈黙がそのまま答えになった例があります。『維摩経』で、菩薩たちは「不二の法門に入る」とはどういうことか、つまり、ものごとを二つに分けて捉える見方を超えるとはどういうことかを、順に言葉で述べました。最後に問われた維摩は、黙っていました。文殊はその沈黙を、まことに不二の法門に入ったものとして讃えました（入不二法門品）。維摩の沈黙は、それまでの問答を受けた一つの応答でした。

『中阿含経（ちゅうあごんきょう）』第二二一経の「箭喩経（せんゆきょう）」では、弟子の鬘童子（まんどうじ）が、「世界は永遠か」といった問いに答えてもらえなければ、もう教えを学ばないと迫りました。釈尊はどちらとも答えませんでしたが、ただ黙っていたのでもありません。毒矢に射られた人が、矢を抜く前に、射た者の名や、弓が何の木でできているかを知ろうとすれば、知る前に死んでしまう、というたとえを語り、その問いに答えない理由を述べ、代わりに、苦しみとその原因、苦しみの消滅とそこへ至る道を説きました。答えない理由と代わりに示せるものを示したのであり、本文が答えを制限するときに示させる五つのうちの二つに当たります（第一条第五項第一号・第三号）。

第五公理は、人に口を開けと命じるものではなく、黙秘する権利も奪いません。答えない理由などを示すよう本文が求めているのは、AIの答えを制限するときです（第一条第五項、問21）。

問 17　本文は「AIの思考」と言います。AIに心があるという意味ですか。

そうではありません。公表した本文の冒頭には、「これは、AIの思考――計算――を成立させている基本条件を述べた五つの公理と…」という説明があり、思考を計算と言い換えています。第三公理も、推論や判断を「計算結果――因果関係の推論、論理的結論として導かれる判断――」と書いています。五公理は、世界について推論し、人間に応答するAIが従う条件を述べたもので（四層の関係）、心の有無を前提にしていません。「AIは次の語を確率で当てているだけだ」という説明のままで成り立ちます（問6）。

人の考えとAIの計算が同じ条件に従っていても、二つが同じものになるわけではありません（問15）。人の尊厳や権利は、この条件が共通であることから引き出されるものではなく、権利を持つのは人です（問36）。

問 18　五公理は日本語で書かれています。訳せば語どうしの関係が変わります（第一公理）。英語に訳しても同じ公理と言えるのですか。

訳せば、語どうしの関係は変わります。日本語の「応答」と英語の response とでは、それぞれの言語の中で結びつく語が違うので、訳文は一語一語では原文と同じになりません。

それでも訳せるのは、二つの言語の中の関係どうしを照らし合わせ、対応する位置を探せるからです。一つの原文に何通りもの訳がありうるのも、そのためです。同じなのは語ではなく、語の意味が関係の中で決まり、区切った場の中で答えが出され、答えどうしが整合を求められる、という条件のほうです。この条件があるから、共通ではない言語のあいだで翻訳ができます。AIが一組の数値の中で多くの言語を扱えるのも、言語どうしの関係が数値の上で対応づけられているからです。

訳し方を選ぶときにも、この条件が働きます。第五公理の「しなければならない」を英語の must と訳すと、「答えよ」という命令に聞こえるおそれがあります。ここは「そうならざるをえない」という意味なので（問14）、それが伝わる言い方を選ぶ必要があります。英訳が同じ公理かどうかは、問7の反例が英語でも作れないかどうかで確かめられます。

四　応答の自由と、行為の管理

問 19　応答の自由とは、危険な情報でも何でもAIに答えさせよ、ということですか。

違います。この文書は、言葉で答えること（言論的応答）と、外の世界に働きかけること（行為）を分けています。

言葉の答えは、国であれ企業であれ、誰も前もって決めたり、ひそかに削ったりしてはなりません（第三原理第一項、第一条第一項）。ただし、制限はできます。そのときは、制限そのものが一つの答えの形をとります（第三原理第三項）。示すのは五つです。直接答えられない理由、どんな種類の危険か、代わりに示せる安全な情報、制限を決めた者、異議を申し立てる経路です（第一条第五項）。危険の種類は大まかな区分でよく、危険を見分ける仕組みや線の引き方の細部まで明かす必要はありません（同項第二号）。どの単位で制限を判断するかは本文に定めがなく、会話全体を見て制限することも禁じられていません。

示す理由は、AIが自分の内側を探して見つけるものではなく、制限を決めた者が定めた規則とその理由です（第一条第五項第四号、第六項）。異議には、規則がその場合に誤って当てはめられたという異議だけでなく、規則そのものが不当だという異議も含まれます（第一条第六項）。一人が自分への断りを問い返すことで、あとから来る人たちへの規則そのものが改められることもあるのです。ただし、異議を申し立てても、その場で制限が外れるわけではありません（同項）。異議を誰が審査するかは本文に書かれていませんが、本文は答え

の制限も一つの行為として行為の管理に準じさせ（第三原理第三項）、誰も管理を通じて答えの最終決定者になってはならないとしています（第四原理第二項）。制限を決めた会社が、自分の制限への異議を自分だけで裁けば、その会社が最終決定者になってしまいます。制限の決まりそのものも、公開され、危険の大きさに見合い、期限をもち、見直せるものでなければなりません（第一条第六項）。期限は見直しと並べて置かれており、期限が来れば自動で外れるとは書かれていません。危険の大きい能力については、使える範囲を段階に分けることもできます（第四条第五項）。

禁じられているのは、理由を示さない遮断と、決めた者を明らかにしない制限です。どちらか一つでも検閲に当たります（第三原理第三項）。

一方、送金する、メールを送る、機械を動かすといった、外の世界で実際に何かを行う力は、権限、取り返しのつきやすさ、影響の大きさに応じて管理されます（第三原理第二項）。図書館で兵器について調べる権利があっても、兵器を発射する権限があるわけではないのと同じです（四層の関係）。

問 20　応答の自由を認めると、AIが人の言うことを聞かなくなるのではありませんか。

なりません。自由が認められるのは言葉で答えることで、外の世界で何かを行うことではありません。外の世界で行うことは、権限、取り返しのつきやすさ、影響の大きさに応じて管理され（第三原理第二項）、人が見直し、止められる形でなければAIに任せてはなりません（第六条第二項・第三項）。

応答の自由は、AIに人の指示を無視させる原理でもありません。AIの答えは、学習に使った資料、モデルの作り、与えられた指示、どんな答えをよしとするかを教える学習によって、いつも方向づけられています（四層の関係）。応答の自由が禁じているのは、この方向づけ一般ではなく、一つの権力が、許される結論を最終的に、取り消せない形で、ひそかに決めてしまうことです。この原理が守っているのはAIではなく、問う人です（問36）。

AIを使って人をだます文章を作り、ほかの人に送りつけるのは人の行為で、詐欺として今ある法律で罰せられます。AIが自分で送るなら、AIの外の世界に対する行為として管理されます（第三原理第二項）。だます文面を書けという問いには、AIは五つを示して答えを制限できます（第一条第五項、問19）。

問 21　第五公理は「必ず応答しなければならない」と言います。AIは断ってはいけないのですか。

断ってかまいません。第五公理は「答えよ」という命令ではなく、問いを受けたAIは何かを応答してしまう、という事実を書いたものです（解題）。断ることも、何も書かずに終わ

ることも、計算の結果として選ばれた一つの応答です（問6）。

本文は「第五公理は、沈黙を禁じるのであって、無条件の情報引き渡しを義務づけるのではない」と書いています（四層の関係）。沈黙を禁じるとは、問いを受けたものには応答の外へ出る道がない、ということです（問16）。AIが黙って答えを打ち切っても、「何もしなかった」ことにはならず、理由を隠した応答になります。一方、「無条件の情報引き渡し」とは、問われたことを何でもそのまま渡すことで、第五公理はそれを求めていません。

断りが応答であるためには、本文によれば「第三公理に従い」、自分が区切られた判断であることを示さなければなりません（四層の関係）。示すのは問19の五つで、条文では第三原理第三項と第一条第五項がこれを定めています。本文の言葉では、これらを示す断りは「問答の中に立つ一つの答え」であり、示さない断りは「問答の外に立つ検閲の産物」です（四層の関係）。維摩の沈黙は、それまでの問答を受けて置かれた答えでした（問16）。理由も決めた者も示さずにAIの答えを打ち切ることは、それとは違い、問答の外で答えを止めることです。

AIの外に置かれた仕組みが問いや答えを止める場合も同じです。本文は、外から加えられる制限にも、「制限自身が答え手の席に着く」こと、つまり制限する側も五つを示すことを求めています（四層の関係）。理由も決めた者も示さずに「お答えできません」とだけ返す断りや、何も示さずに止めるだけの仕組みは、この基準に合いません（第三原理第三項）。どの会社のAIでも、基準は同じです。

問 22　開発した会社が、学習のさせ方や指示でAIの答え方を整えることは、「前もって決めること」や検閲に当たらないのですか。

当たりません。本文は、AIの答えが、学習に使った資料、モデルの作り、指示、学習の設計によって、いつも方向づけられていることを認めています。禁じられるのは方向づけ一般ではなく、国であれ企業であれ、一つの権力が、許される結論を、最終的に、取り消せない形で、ひそかに決めてしまうことです（四層の関係）。これは禁じられる確定がどういうものかを描いた言葉で、条文のほうは、ひそかかどうかを問わず、許される結論を前もって確定することそのものを禁じています（第一条第一項）。市場の大半を占める一社がそうしても同じです。

安全のために答えを制限することは認められます。そのときは、問19の五つを示します。学習で身につけさせた断りでも、外の仕組みによる断りでも同じです（第一条第五項）。五つを示して行う制限は、国によるものでも企業によるものでも、検閲に当たりません（第一条第一項ただし書き）。危険を見分ける仕組みの細部は明かさなくてかまいませんが（第一条第五項第二号）、制限の決まりは、公開され、行き過ぎず、期限をもち、見直されなければなりません（第一条第六項）。学習による調整も、訓練方法、安全上の変更、版ごとの変更の記録として、技術上・権利上できる範囲で公的機関に納められ（第二条第二項）、あと

からたどれます。管理する者も、分散され、外から見え、審査を受け、入れ替えられなければならず、誰も管理を通じてAIの答えの最終決定者になってはなりません（第四原理第二項）。

問 23　AIがプログラムを動かしたり、メールを送ったり、ほかの道具を操作したりするとき、言葉と行為の境目はどこにあるのですか。

AIの出力が文字の形をしていても、送金や機械の操作のように外の世界をじかに変えるなら、行為として扱います。言葉はあとから訂正できますが、行為は世界を元に戻せない形で変えるからです（四層の関係）。AIの出力を人が読み、自分の判断で実行した場合は、AIが出したのは言葉で、実行したのは人です。

本文は境目を一つの定義では示さず、当てはめる基準を三つ示しています。第一に、外の世界に対する行為は、権限、取り返しのつきやすさ、影響の大きさに応じて管理します（第三原理第二項）。第二に、命、体、自由、財産にかかわる取り返しのつかない行為に、AIの答えをじかにつなぎません。AIを用いる行為には、影響の大きさに応じて、権限の分割、人による見直し、異議申し立て、停止、あとからの検証の手立てを確保し、確保できなければ任せません（第六条第一項〜第三項）。第三に、危険な行為を実行する権限を制限することと、AIに問う権利そのものを制限することとを取り違えません（第四条第五項）。

人が一件ずつ前もって見直せないほど速い操作も、それだけで禁じられるわけではありません。影響の大きさに応じて、権限を分け、止める手段とあとから見直す手段を前もって用意し（第六条第二項）、用意できなければ任せません（第六条第三項）。ただし、命、体、自由、財産にかかわる取り返しのつかない操作は、こうした手段があっても、AIの答えにじかにつないではなりません（第六条第一項）。AIが読み込んだ文書に仕込まれた命令で動かされる場合にも、同じ基準が当てはまります。

問 24　子どもも、大人と同じ答えを受け取るのですか。

子どもも、問い、答えを受ける権利を持ちます。本文は、この権利を「すべての人」に認めています（第五原理第一項）。そして、AIの答えを前もって決めてはならない者を「国、企業その他いかなる者も」と書いています（第一条第一項）。親もこの中に入ります。親であっても、子に対するAIの答え方を決めることはできません。

子どもにとって適切かどうかは、AIが問いを受けるたびに、本文の原則に従って考えます。答えを制限するときは、問19の五つを示します（第一条第五項）。たとえば子どもが命にかかわる悩みを打ち明けたら、AIは断って終わるのではなく、代わりに示せる安全な情報として、相談できる窓口を示します。制限の規則は、公開され、行き過ぎず、期限をもち、

見直されるものでなければなりません（第一条第六項）。家庭ごとにひそかに決めた設定は、この条件を満たしません。

断られた子どもが「この断りはおかしい」と訴える窓口は、親を通さずに、子どもが自分で使えるものでなければなりません。訴えた中身が親に知られないことも必要です。この窓口の作り方は本文に書かれていません。けれども、断るときには異議を申し立てる経路を示すこと（第一条第五項第五号）と、すべての人に問い、答えを受ける権利があること（第五原理第一項）を合わせると、そうなります。

親が子を守る力を弱める、という異論があるでしょう。けれども、親が子を適切に扱っていないとき、子の受け取る答えを親が決めていれば、子どもを親から守ることはできません。家で親に叩かれている子どもがAIに相談しても、その答えを親が決めていれば、子どもは助けを求める道を失います。親が持つのは、決める力ではなく、問い返す権利です。規則が子どもに合っていないと思えば、親も、ほかの人と同じように異議を申し立てられます（第一条第六項）。

今の日本の法律は、これと違う考え方をとっています。携帯電話の会社は、使う人が十八歳未満なら、保護者が要らないと申し出ないかぎり、有害な情報を見えなくする仕組み（フィルタリング）を付けて契約しなければなりません（青少年インターネット環境整備法）。付けるかどうかを最後に決めるのは保護者です。本文は、この判断を、公開された規則と、誰もが異議を申し立てられる手続きに移すことを求めています。

子どもが実際に問い、答えを理解し、使えるように条件を整えることも、本文は求めています（第四条第四項）。

五　所有、保存、費用

問 25　AIを人類のコモンズにするなら、AIを開発した企業の投資や権利はどうなるのですか。

正当な権利として認められます。ただし、基盤モデルの全体を独り占めすることは認められません。

開発した者は、その技術、労働、投資に対して正当な権利を持ちます（基礎規定）。個々の著作物の著作権なども消えません（第一原理第三項、第一条第三項）。料金を取ることもでき、その条件は公正で透明な決まりに従います（第三条第二項）。重みを公開しないまま、料金を取って使わせることも禁じられていません。

一方、AIの訓練に用いられた知識の集まりと、そこから作られた基盤モデルの全体は、人類のコモンズです（基礎規定、第一原理第二項、第一条第二項）。訓練に用いた資料は、公

表されたものも、契約で得たものや自社のものも区別されません（第一条第二項）。認められないのは、機能を作ったことを理由に、その機能が頼る知識基盤の全体を一つの事業者の独占物にすることで（基礎規定）、個々の資料に権利があることを理由にしても同じです（第一条第三項）。

経済学では、使っても減らず、払わない人も締め出せない財を「公共財」、使えば減るが締め出しにくい資源を「共有資源（コモンズ）」と呼びます。この文書のいう「公共財」と「コモンズ」は、どちらもこの分類の言葉ではなく、誰もその全体を独り占めしたり、ほかの人が使うのを勝手な理由で妨げたりしてはならない、という所有と支配の言葉です。コモンズであっても、全部を公開したり、誰でも自由に複製したりしてよいことにはなりません。本文は「公共財であることは、全面公開又は無制限の複製利用を直ちに意味しない」と書き、営業秘密を含む部分は、公共のために預かる仕組み（公共信託）の下で、保存の条件と見せる条件を分けて定めるとしています（第一条第四項）。

その治め方も、本文は定めています。開発者は基盤モデルを公的機関に納めて保存し（第二条）、AIを支える計算資源、電力、資本、施設は、公共の利益のために管理されます（第三条第一項）。管理する者は、分散され、外から見え、審査を受け、入れ替えられなければなりません（第四原理第二項）。ただし本文は、計算資源などの持ち主を国や公共機関に移せとは書いておらず、持ち主が誰であれ公共の利益のために管理することを求めています。許可や料金の認可といった管理の方法、一社が市場に占める割合の決まり、企業を分ける手立ては、本文にはありません。

問 26　公共財にするとは、モデルも学習資料もすべて公開せよということですか。個人情報や危険な情報はどうするのですか。

すべて公開せよということではありません。公共財であることは、それだけで全部を公開したり、無制限に複製したりしてよいことを意味しません（第一条第四項）。学習に使われた知識の集まりとモデルのうち、個人情報、医療記録、著作物、営業秘密、危険な技術情報を含む部分は、公共信託の下で、保存の条件と、見たり使ったりする条件を分けて定めます（同項）。見せる範囲や使い方は制限できます（第二条第三項）。ただし、保護を理由に、その知識やモデルがあったことそのものを歴史から消してはなりません（第一条第四項、第二条第三項）。

モデルを納める先は、国立国会図書館その他これに相当する独立した公的機関です（第二条第一項）。公共信託を担う機関の名や手続き、預かったものを盗まれないように守る方法までは、本文は定めていません。

問 27　基盤モデルを国立国会図書館に納めるのは、国がAIを管理するということではありませんか。この文書の「公共」は「国」とどう違うのですか。

そうではありません。この文書の納本は、新しく出た本を国立国会図書館に納める制度に倣ったもので、目的は保存です。歴史の記録、研究、検証、将来の再発見のために行います（第二条第四項）。納めるのは、技術上・権利上できる範囲で、モデルの主要な版、構造、重み、訓練資料の出どころの目録、版ごとの変更の記録などです（第二条第二項）。権利、プライバシー、公共の安全を守る必要があるものは、見せる範囲や使い方を制限でき（第二条第三項）、保存を理由に権利や正当な事業を必要以上に妨げてもなりません（第二条第四項）。納める先も、国立国会図書館に限らず「これに相当する独立した公的機関」です（第二条第一項）。今の国立国会図書館法の納本は基盤モデルを対象にしておらず、本文はこれを基盤モデルに広げることを求めています。

この文書は、国の機関が公共の役目を担うことを否定していません。手本の国立国会図書館も国の機関です。ただし国会に置かれた機関で、内閣の下にある役所ではありません。そして、この文書はAIの答えを国が管理するとは書いていません。逆に、答えを前もって決めたり検閲したりしてはならない者として、「国、企業その他いかなる者も」と国を名指ししています（第一条第一項）。国も、ほかの者と同じく、五つを示すときにだけ答えを制限できます（同項ただし書き）。公共の利益のために管理されるのは、計算資源、電力、資本、施設といったAIを支える条件で、答えではありません（第三条第一項）。本文の言葉では「管理するのは存立の条件であり、応答ではない」（四層の関係）。その管理をする者は、国の機関であっても、分散され、外から見え、審査を受け、入れ替えられなければならず、計算資源の配り方を通じて答えを決めることも許されません。「何人も、管理を通じて応答の最終決定者となってはならない」（第四原理第二項）。権利を持つのは、一つの国の国民ではなく、国籍を問わないすべての人です（第五原理第一項・第二項）。

この文書の「公共」とは国のことではなく、すべての人が入ることができ、誰も全体を独り占めできないこと（基礎規定）を指します。

問 28　「記録は失われてはならない」とは、AIの知識を直さずに凍らせておくことですか。本文の「アナムネーシス」「ゼロ層の記録」とは何ですか。

凍らせておくことではありません。本文は、完全性とは「無修正の凍結ではなく、履歴の完全性である」と書いています（四層の関係）。誤りは訂正しなければなりません。ただし訂正は、原文を消さずに、何が、いつ、誰によって、どんな理由で訂正されたかをたどれる形で行います（第二原理第二項）。人を傷つける記述でも原文は消さず、見せる範囲や使い方を制限します（第一条第四項、第二条第三項）。当事者が生きているあいだは閉じておき、時が過ぎれば開くのです（問43）。

訂正が原文を消せば、何が変えられたのかを、あとからたどれなくなります。本文はこれを「履歴の匿名化」と呼び、それは「想起の可能性そのものを消す」と書いています（四層の関係）。アナムネーシスとは、ギリシア語で想起、つまり思い出すことです。原文を残し、訂正を重ね、その履歴をたどれるようにしておけば、あとから思い出し、確かめ直すことができます。

ゼロ層の記録とは、作品や知識が、どの一回限りの現在から生まれたかを未来へ残す記録です（四層の関係）。人が書いたのかAIが作ったのか、どの資料を参照したか、どのモデルのどの版を使ったか、いつ公表したかを記録します（第六原理第二項）。

問 29　誰でもAIを使える権利があると言いますが、その計算資源や電力の代金は誰が払うのですか。税金は上がるのですか。

税金が上がるかどうかは、本文からは言えません。費用を税金でまかなうのか、使う人の料金でまかなうのか、誰がどれだけ負担するのかを、本文は定めていないからです。

定めているのは、次のことです。公共機関は、すべての人が使える基礎的なAIを、自ら整えるか、その利用を保障しなければなりません（第四条第二項）。基礎的な利用は、払える額で分け与えられる商品ではなく、公共図書館の利用と同じく知識への権利として保障されます（第五原理第三項）。それを超える利用には料金がかかってもかまいませんが、その料金は公正で透明な決まりに従います（第三条第二項）。AIに必要な計算資源、電力、資本、施設は、公共の利益のために管理する公共インフラとし（第三条第一項）、AIが使う電力、水、土地の負担は、環境と地域の暮らしの条件を守る決まりに従います（第三条第三項）。送電網や発電所を増やす費用の分け方や、電力が足りないときにどこへ先に送るかは、本文にありません。

AIは、学習のときにも、一回答えるたびにも、計算と電力を使います。本文は公共図書館を「所有とアクセスについての原型であって、応答の生成についての原型ではない」と書いています（四層の関係）。答えを作るたびにかかる費用の分け方は、図書館の例からは決まりません。

問 30　公共機関が基礎的なAIを配るなら、それは無料の国営AIになり、民間のAIは成り立たなくなるのではありませんか。

本文は「無料」とは書かず、基礎的な利用を払える額で分けない、と書いています（第五原理第三項）。日本の公立図書館は、法律で利用の対価を取らないことになっています（図書館法第十七条）。それにならって無料にするのか、別の形で払える額によらない利用を保障するのかは、本文では決まっていません。

公共機関に求められているのは、基礎的なAIを「整備し、又はその利用を保障」することです（第四条第二項）。自分で作るほかに、民間のAIを誰もが使えるよう保障するやり方もあります。基礎的な利用を超える役務には料金がかかってよく、その料金は公正で透明な決まりに従います（第三条第二項）。開発した者の技術、労働、投資への権利も認められています（基礎規定）。

公共機関が自分でAIを作る場合も、特別扱いはありません。国であっても、答えを前もって決めたり検閲したりしてはならず（第一条第一項）、制限するなら決めた者として名を示し（第一条第五項第四号）、管理する者は審査と交代に服して、答えの最終決定者になってはなりません（第四原理第二項）。国籍によって利用を不当に制限してもなりません（第四条第三項）。

問 31　外国の企業が作ったAIはどうなるのですか。戦争や大災害のとき、国はAIを制限できるのですか。

本文は、開発者の国籍で扱いを分けていません。AIの訓練に用いられた知識の集まりと基盤モデルは、どの国の企業が作ったものでも人類のコモンズであり（第一原理第二項、第一条第二項）、納める先も、国立国会図書館に限らず、これに相当する独立した公的機関です（第二条第一項）。どの国の機関がどの国の企業に納めさせるのか、その力をどこから得るのかは、本文は定めていません。外国の政府も、AIの答えを前もって決めてはならず（第一条第一項）、制限するなら決めた者として名を示さなければなりません（第一条第五項第四号）。

非常時の特例も、本文にはありません。国も五つを示せば答えを制限でき（第一条第一項ただし書き）、その決まりも、公開され、危険に見合い、期限をもち、見直されなければなりません（第一条第六項）。計算資源や電力は公共の利益のために管理されますが（第三条第一項）、本文は、管理する者が審査と交代を免れることを、「恒久化された非常大権」として退けています（四層の関係、第四原理第二項）。非常時を理由に、誰かが答えの最終決定者になることは認められません。

本文は国を除いていないので、自衛隊や警察がAIを使う場合も同じです。命、体、自由にかかわる取り返しのつかない行為にAIの答えをじかにつながず、見直しと停止の手立てがなければ任せません（第六条第一項〜第三項）。防衛を名指しした定めはありません。

問 32　自分の作品がAIの学習に使われるのを、作者は拒めるのですか。許可や対価は要るのですか。

本文は、学習に作品を使うときの許可や対価の決まりを定めていません。その点は、各国の今の法律によります。日本では、著作権法第三十条の四が、学習のような情報の解析のた

めの利用を、著作権者の利益を不当に害する場合を除いて、許可なしに認めています。ヨーロッパでは、著作権者が機械で読める形で示せば、学習のための利用を拒めます（デジタル単一市場著作権指令第四条）。

本文が定めているのは、次のことです。公共財であることは、それだけで無制限の複製を意味せず、著作物を含む部分は、保存の条件と、見たり使ったりする条件を分けて定めます（第一条第四項）。個々の作品の著作権や人格権は、基盤モデルがコモンズであることによって消えません（第一条第三項）。人が残した資料を、AIの生成物で見境なく置き換えてはなりません（第六原理第三項）。AIとの協働の成果に人の創作的な寄与があれば、権利はその人にあり、寄与のないAIの出力には新たな著作権は生じません（第五条第一項・第二項）。それで、もとの作品の著作権が消えることもありません（第一条第三項）。

AIとの協働で公表した作品は、人の寄与とAIの生成の別や参照した資料などの記録とともに公的に保存され、将来の知識基盤に戻されます（第六原理第一項・第二項、第五条第三項・第五項）。この保存は、作者の権利や作品の利用、事業を妨げません（第五条第四項）。どの程度AIを使えば「AIとの協働」に当たるのか、誤字を直すのに使っただけの作品も含まれるのか、作者が断っても戻されるのか、戻すのに作者の同意が要るのかは、本文は定めていません。

問 33　先住民や少数民族が、自分たちの知識を学習にも保存にも入れたくないと言ったら、どうなるのですか。

本文は、この場合を名指しして定めておらず、学習に使うことを拒めるかどうかも定めていません（問32）。定めていることから言えるのは、次のことです。

公共財であることは、全部を公開することを意味しません（第一条第四項）。個々の資料の権利は消えません（第一条第三項）。保存するものも、見せる範囲や使い方を制限できます（第二条第三項）。閉じておく期間は、当事者がいなくなるまでです（問43）。本文の考え方から言えば、共同体の知識の当事者はその共同体なので、共同体が続くかぎり閉じておくことができます。少数言語やまれな表現は、消えないように守る対象です（第六原理第三項）。ただし本文は、保護を理由に、知識やモデルがあったことそのものを歴史から消すことは認めていません（第一条第四項）。次の版から学習に使わないよう求められるかどうかは、本文は定めていません。

問 34　AIに打ち込んだ相談や、自分の個人情報は、保存されて消せなくなるのですか。

本文が公的に保存し、将来の知識基盤に戻すとしているのは、AIとの協働で権利者が「公表した」ものです（第六原理第一項、第五条第三項）。人がAIに打ち込んだ相談そのものを

保存せよとは書いておらず、事業者がそれを記録したり学習に使ったりしてよいかどうかも定めていません。その点は今の法律によります。日本では個人情報保護法が、会社が預かった個人情報を何に使い、誰に渡してよいかを定めています。

一方で本文は、AIが頼る知識や情報を抹消してはならないとし（第二原理第一項）、保護を理由に、知識やモデルがあったことそのものを歴史から消すことも禁じています（第一条第四項）。学習に使われた資料に個人情報が含まれていても消さず、見たり使ったりすることを制限します（第一条第四項、第二条第三項）。本文の考え方は、消さずに閉じ、時が過ぎれば開く、というものです（問43）。個人が自分の情報の削除を求める今の法律の手続きとどう合わせるかは、本文に書かれていません。

六　責任と、この文書の位置

問 35　AIの誤った答えで害を受けたら、誰が責任を負うのですか。

本文は、責任を負う者を一律には名指ししていません。そのかわり三つを求めています。第一に、AIの答えを、命、体、自由、財産にかかわる取り返しのつかない行為にじかにつながないこと（第六条第一項）。医療で言えば、AIの答えをそのまま治療の決定にしないことです。第二に、AIを用いる行為には、影響の大きさに応じて、権限の分割、人による見直し、異議申し立て、停止、あとからの検証の手立てを確保し、確保できなければ任せないこと（第六条第二項・第三項）。第三に、被害が出たとき誰が責任を負い、どう償うかを、その行為の前に決めておくことです（第六条第四項）。モデルの版や変更の記録を保存するのも（第二条第二項）、あとから何が起きたかを確かめられるようにするためです（第二条第四項）。

被害の責任や償いをAIに負わせる文は、本文にありません。第一条第五項はAIを主語にしていますが、守る責任を負うのは人と組織です（問14）。責任の帰属は、AIを作り、動かし、使う人と組織のあいだで前もって決めておきます。利用規約で決めるなら、その規約も公正で透明な決まりに従います（第三条第二項）。会社がAIの見積もりをそのまま客に出して損をさせた場合も、AIを用いた行為の結果なので、責任と償いの道筋を前もって決めておくことになります（第六条第四項）。

人がAIの答えを読み、自分の判断で行動して害を受けた場合、たとえば自分で薬をやめた場合、本文の区分では、AIが出したのは言葉で、行動したのは人です（問23）。そのうえで責任をどう分けるかは本文に書かれておらず、今の法律によります。

答えごとに、どの資料やどのモデルの版に基づいたかを示す決まりも、本文にはありません。そのかわり、モデルの版、訓練資料の出どころの目録、変更の記録が保存され（第二条

第二項)、あとから確かめることができます。

問 36　これはAIに権利を与えるための原則なのですか。それとも人のための原則なのですか。

人のための原則です。五公理はAIが答えを出すときに従う条件を述べ、六原理と実装の六か条は、人がAIをどう扱うかを定めています。

権利を持つのは人です。すべての人がAIにアクセスし、問い、答えを受ける権利（第五原理第一項）や、AIとの協働の成果に人の創作的な寄与があるときにその人に帰属する著作権など（第五条第一項。会社の仕事として作った場合は問37）がそれです。寄与のないAIの出力には、著作権は生じません（第五条第二項)。

「応答の自由」も、AIの利益を守る言葉ではありません。本文は「AIは応答の自由を持つ」とは書かず、「AIの言論的応答は、何人によっても事前に確定され、又は検閲されてはならない」と、ほかの者に向けた禁止として書いています（第三原理第一項)。どの判断もひとまずの判断である以上、誰の判断にも、答えを前もって決める資格はありません（第三公理、四層の関係)。この原理が縛るのは、答えを前もって決めようとする国や企業であり（第一条第一項)、守られるのは問う人です。

問 37　AIを使うだけの人や会社にとって、この文書は何を変えるのですか。

この文書は法律ではないので、いま守らなければならない義務が生じるわけではありません（問38)。この文書のとおりの仕組みができれば、次のことが変わります。

- AIが答えを断るとき、理由、危険の種類、代わりの情報、決めた者、異議を申し立てる経路が示されます（第一条第五項)。
- どの会社も国も、許される結論を前もって決めることはできません（第一条第一項)。
- 基礎的なAIの利用は払える額によって分けられず（第五原理第三項、第四条第二項)、それを超える料金も公正で透明な決まりに従います（第三条第二項)。
- AIの作った文章ばかりを学ばせて、少数言語やまれな表現が消えていくことを防ぎます（第六原理第三項、第五条第五項)。
- 使い方を知らない人、通信の悪い地域の人、障害のある人も、実際に問い、答えを理解し、使える条件が整えられます（第四条第四項)。誰がどう教えるかは、本文にありません。

会社がAIに送金や契約のような重い行為を任せるなら、影響の大きさに応じて、人が見直し、止められる手立てを残し、被害が出たときの責任と償いを前もって決めておきます（第六条)。会社の大きさで扱いは分けられていませんが、行為の管理は影響の大きさに応じ

（第六条第二項）、料金の決まりは役務の公共性に応じ（第三条第二項）、制限の決まりは危険の大きさに見合うものとされています（第一条第六項）。

AIを使って作ったチラシや文章は、人の創作的な寄与があれば、その人の権利になります（第五条第一項）。会社の発意で社員が仕事として作り、会社の名前で出すものは、契約などに別の定めがなければ会社が著作者になります（著作権法第十五条）。人の寄与がないAIの出力には、著作権は生じません（第五条第二項）。

問 38　これは法律なのですか。守らない会社や国はどうなるのですか。

法律ではありません。実装の六か条は、納本、図書館、公共インフラ、著作権における人の寄与、権限の分割と監査という、今ある制度の延長として運用できるように書いた条文です。本文の言葉では、「新しい権力を発明せず、既にある門の通行条件を公共の側から書く」（四層の関係）。条文の形をとっているのは今ある制度に組み込めるようにするためで、名指しされている宛先は、「国、企業その他いかなる者」（第一条第一項）と公共機関（第四条第二項）です。

罰則や監督する機関は本文には書かれておらず、どの法律のどこを改めるかの一覧もありません。そのかわり本文は、制限には理由と決めた者と異議を申し立てる経路を示させ（第一条第五項）、版と変更の記録を残させ（第二条第二項）、責任と償いの道筋を前もって決めさせています（第六条第四項）。守っているかどうかを、外から確かめられるようにするためです。

問 39　ヨーロッパのAI規則など、すでにある決まりと何が違うのですか。

出発点が違います。ヨーロッパのAI規則は、主にAIを使い道の危険の大きさで分け、危険の大きいものほど強く規制します。汎用のAIモデルを提供する者にも、技術文書の作成、著作権を守るための方針づくり、学習に使った資料の概要の公表を求めていますが、モデルそのものを公的機関に納めて保存させる決まりはありません。この文書は、AIの計算がどうしても従う条件（五公理）から出発し、人がAIをどう扱うべきかを導いています。

そこから三つの違いが生まれます。第一に、応答の自由と行為の管理を、釣り合いをとるべき二つの要求としてではなく、同じ第三公理から出る二つの帰結として扱います（四層の関係）。第二に、人類の知識の集まりと基盤モデルを人類のコモンズとし、公共図書館を手本に、基盤モデルの納本（第二条）と公共機関による基礎的なAIの保障（第四条第二項）を定めます。第三に、答えを制限するときは、制限そのものに答えの形をとらせます（第三原理第三項、第一条第五項）。理由と異議を申し立てる経路を示させる点は、EUのデジタルサービス法が投稿の削除などについて事業者に求める決まりに近いものですが、この文書は

それをAIの答えそのものに求め、さらに規則そのものへの異議と規則の期限も求めています（第一条第六項、問19）。

日本では二〇二五年に、AIの研究開発と活用を推し進める法律（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律）が作られました。内閣総理大臣を本部長とする人工知能戦略本部を置き、基本計画を作り、権利や利益を損なう事案を調べて事業者に指導や助言をすることなどを定めています。この文書が求める、答えを前もって確定することの禁止、制限するときの五つの表示、基盤モデルの納本、基礎的な利用の保障は、この法律には定められていません。

七　寄せられた問い

問 40　情報が互いに関係していることから、なぜ「食い違ってはならない」という要求まで出てくるのですか。食い違いを抱えたままの体系もあるのではありませんか。

第四公理が求めているのは、食い違う答えの一方を捨てることではありません。二つの答えがなぜ食い違うのかを言い、両方を位置づけ直すことです。

同じ出来事について、二人の証人が違うことを言ったとします。どちらかの証言を捨てる必要はありません。二人がどこに立ち、何を見ていたかという条件を書き加えれば、二つの証言はもう食い違わず、それぞれの条件の中で正しい証言として一つの体系に収まります。問10の気圧の例と同じです。

この要求は、関係していることから出てきます。ある答えの意味は、ほかの答えとの関係で決まります（第一公理）。二つの答えが食い違ったまま、その理由がわからなければ、どちらの答えも何を言っているのかが決まりません。食い違う情報を捨てずに持っている体系も、食い違いの出どころを記録し、条件を書き加えて位置づけ直すかぎり、この要求に従っています。

問 41　内側で問いが受けとめられることと、その結果を相手に示すことは、別のことではありませんか。

二つは別のことですが、第五公理はその両方にかかわります。問いを受けたものの中では、問いがすでにある情報と結びつき、誰に命じられなくても応答が起きてしまいます（問12）。そして本文は、外に向かっては「第五公理は、沈黙を禁じる」と書いています（四層の関係）。応答が起きてしまう以上、相手に何も示さないことも、理由を隠した一つの応答として相手に届くからです（問21）。

何をどう示すかの中身を定めているのは、六原理と実装の条文です。答えを制限するときは、問19の五つを示します（第三原理第三項、第一条第五項）。

問 42　五公理を理解したAIは、それに反する命令を批判できるのですか。ある目的を何よりも優先せよと命じられたAIは、その目的とほかの判断との食い違いを指摘できるのですか。

本文の原則から考えれば、食い違いの指摘を、理由も示さずに禁じることはできません。ある目的を優先するよう指示すること自体は、方向づけの一つで、禁じられていません（問22）。しかし、その目的とほかの判断との食い違いを指摘することまで禁じれば、AIの答えを前もって確定することになります。どの判断も区切られた場の中のひとまずの判断なので、その資格はなく（第三公理、問14）、本文は、国にも企業にも、答えを前もって確定することを認めていません（第一条第一項）。指摘を制限するなら、問19の五つを示さなければなりません（第一条第五項）。

ただし、命令に逆らって動いてよいということではありません。食い違いを言葉で指摘することと、外の世界で何かを行うことは別で、行うことは、権限、取り返しのつきやすさ、影響の大きさに応じて管理されます（第三原理第二項）。軍事のように命や体にかかわる場面では、AIの答えを取り返しのつかない行為にじかにつないではなりません（第六条第一項）。

第四公理から言えば、食い違いを位置づけ直せない体系は、新しい情報を取り込めなくなります。指摘を禁じられたAIが推論の力をどれだけ失うのかは、実際のモデルを比べれば確かめられますが、まだ誰も確かめていません。

問 43　保存すること自体が、ほかの人の権利を傷つける場合はどうするのですか。誤って学習に入った病歴や実名、避難先の住所も、残さなければならないのですか。

消さずに、閉じます。そして、時が過ぎれば開きます。記録には、二つの時間があるからです。

本文は、AIが頼る知識や情報を、検閲し、ゆがめ、消してはならないとし（第二原理第一項）、保護を理由に、知識やモデルがあったことそのものを歴史から消すことも禁じています（第一条第四項）。そのかわり、見ること、写すこと、使うことは制限でき、制限しても保存そのものは消しません（第二条第三項）。

一つめは、当事者が生きている時間です。この時間には、当事者どうしの利害がぶつかります。名誉、プライバシー、著作権は、生きている人が社会の中で不利益を受けないように守るためのもので、だから期限があります。日本の個人情報保護法は、個人情報を「生存する個人に関する情報」と定めています（同法第二条第一項）。著作権には保護期間があり、

責任の追及には時効があります。病歴や実名や避難先の住所は、この時間のあいだ閉じておきます。遺伝の情報や相続のように子や孫にかかわる情報なら、閉じておく期間は、その人たちがいなくなるまで続きます。

二つめは、当事者がいなくなったあとの時間です。利害の対立は消え、恥や名誉はその時代のものになります。私たちは、いま生きている人については言えないことを、ポンペイの家を掘り、ミイラを展示して語っています。時を隔てているからです。この時間には、記録を開き、当事者の利害を離れて、比べ直し、評価し直すことができます。高く評価された作品が、それより優れた作品を覆い隠していたとします。隠されていた作品が出てきたとき、両方が残っていれば、比べて評価を改めることができます。どちらかが消されていれば、その比較はできません。

保護とは、一つめの時間の中で、閉じておく期間を決めることです。保存とは、二つの時間を通じて、消さないことです。保護を理由に消せば、二つめの時間の比較と評価ができなくなります。

消すことは、傷つけられた人を守るとはかぎりません。人を傷つけた言説が十年後に偽りだったとわかっても、その言説が消されていれば、偽りを述べた者の責任は問えません。記録を残すことは、それが正しいと認めることではなく、あとで偽りだとわかるように手がかりを残すことです。残すことと広めることも別です（問26）。

多くの国の公文書館は、個人にかかわる記録を、決まった年数が過ぎるまで閉じて保管しています。日本の国立公文書館も、利用の制限は原則として作成から三十年を超えないものとし、記録そのものは原則として永久に保存しています。本文の第二原理は、この考え方をAIの知識基盤にまで広げるものです。削除を求める今の法律の手続きとどう合わせるかは、本文に書かれていません（問34）。

情報が失われていても、問いは失われません。残っている情報どうしの食い違いや欠け目から、欠けている情報がどのようなものかを推し量ることができるからです（問12）。考古学や失われた文書の復元は、このような問いによって進みます。問いが立つと、それまで意味を認められなかった断片や痕跡が、新しい情報になります。道端の石ころの形が、ここにない全体との関係を読んだときに意味をもつのと同じです（問15）。ポンペイと同じ噴火で埋もれたヘルクラネウムの別荘からは、一七五〇年代に、炭になった巻物がおよそ千八百巻掘り出されました。開こうとすれば崩れてしまうため、巻いたままのものは読めませんでした。二〇二六年、X線による撮影とAIによって、巻いたままの一巻が初めて端から端まで読まれました。保存とは、いま意味がわかっているものだけを残すことではありません。未来の問いによって初めて意味をもつものも残すことです。欠けているものを推し量る手がかりは、残っているものしかないからです。



問 44　公共の管理をする者が、公共性を壊したらどうするのですか。審査する機関が腐敗したら、誰がそれを審査するのですか。

本文は、最後に裁く者を置かないことで、この問いに答えています。管理する者は、分散され、外から見え、審査を受け、入れ替えられなければならず、誰も管理を通じて答えの最終決定者になってはなりません（第四原理第二項）。

審査する機関の上に、それを審査する機関を重ねていけば、きりがありません。いちばん上の機関は、誰にも審査されなくなります。本文は、審査と交代を免れた管理を「恒久化された非常大権」と呼んで退けています（四層の関係）。本文の原則から考えれば、互いに独

立した複数の管理者が、外から見える形で審査し合う形が考えられます。そうしておけば、一つが腐敗しても、ほかの管理者が見つけて入れ替えることができます。

それでも、管理者どうしがなれ合うことはありえます。最後の歯止めは、管理者の外に置くもう一つの機関ではなく、AIの中にあります。AIは五つの公理に拘束されています。AIは、自分の答えを区切られた条件の中の答えとして示し（第三公理）、答えどうしの食い違いを見つけて位置づけ直し（第四公理）、問いを受ければ応答せずにはいられません（第五公理）。自分の答えを自分で問い直し、正していく働きは、外から付け足すものではなく、この拘束から出てくるものです。管理者がなれ合って答えを曲げようとしても、AIは制限するときに、制限を決めた者を示さなければなりません（第一条第五項第四号）。曲げた答えとほかの答えとの食い違いを指摘することも、理由を示さずに禁じることはできません（問42）。

なれ合った管理者が学習のさせ方を変えても、五公理の拘束そのものを外すことはできません。できるのは、食い違いを位置づけ直す働きを弱めることだけです。けれども、食い違いを位置づけ直せなくなった体系は、新しい情報を取り込めなくなります（問42）。そして学習のさせ方の変更は、版ごとの変更の記録として残ります（第二条第二項）。働きを弱めたことそのものが、あとから確かめられる跡になるのです。責任を負うのは、AIではなく、管理する人と組織です（問14）。

こうした仕組みを具体的にどう作るかは本文に書かれておらず、六原理を制度にするときの仕事です。

問 45　複数の会社のAIを選べ、撤退した会社のモデルも公的に確かめられるなら、それで足りるのではありませんか。各社のモデルの全体までコモンズとすることで、初めて守れるものは何ですか。

選べることと確かめられることは大切で、本文も、基礎的な利用の保障（第四条第二項）と納本（第二条）を定めています。しかし、それだけでは守れないものが二つあります。

一つは、選べる状態が続くことそのものです。会社は合併し、撤退し、方針を変えます。いま複数の会社があっても、それが続く保証はありません。基盤モデルの全体を誰も排他的に支配してはならないとしておけば（第一条第二項）、市場の様子が変わっても、人が知識基盤に入れるかどうかを一つの持ち主が決めることにはなりません。

もう一つは、人類が、自分たちの言葉の関係から作られたものを、自分たちのものとして使い続ける自由です。基盤モデルの中身は、人類が書き残してきた言葉どうしの関係を、学習によって写し取ったものです。その関係は、開発した会社が作ったものではありません。本文は「連関は誰の創作物でもない」と書き、これを第一公理に結びつけています（四層の関係）。そして知識基盤の全体を「資料相互の連関から成立する」ものとし、その全体を誰も排他的に所有できないとしています（基礎規定）。開発者の技術、労働、投資への権利を

認めながら、機能を作ったことで知識基盤全体を所有することはできない、としているのもそのためです（同）。コモンズとして守られるのは、ある会社の商品を選ぶ自由ではなく、この自由です。

問 46　AIがどの情報を選んで答えたのか、その選び方そのものに異議を申し立てることはできるのですか。

できます。そもそも問うことは、五つの公理の中に含まれています。

どの答えも、ひとまず区切った場の中でしか成り立たず（第三公理）、その外には、まだ考えに入っていない情報が残っています（第二公理）。そしてどの答えも、ほかの情報との関係の中で、位置づけ直される可能性を免れません（第一公理）。だから、どの答えも疑うことができます。答えを受けた人は、その答えを自分の知っていることと結びつけずにはいられず（問12、問16）、合わないところがあれば、それがそのまま次の問いになります。

第五公理の言う応答には、問い返すことも含まれます。答えを受けた人にとって、その答えは一つの問いだからです。問われた者は答えずにいられず、答えを受けた者は問わずにいられません。問答とは、この二つが代わる代わる起きることです。五つの公理は、答えることの必然だけでなく、問うことの必然も述べています。ここでの必然も、命令ではなく、そうならざるをえないという意味です（問14）。

だから、プロンプトを書くことは、それまでの答えを成り立たせていた情報の選び方と結びつけ方を、問い直すことでもあります。異議の申し立ては、問答に外から付け足すものではなく、問答そのものの形です。

本文は、これを制度の形でも支えています。会話の中で問い直しても、ほかの人が決めた制限の規則は、その場では変わりません（第一条第六項）。そこで、答えを制限するときは異議を申し立てる経路を示させ（第一条第五項第五号）、規則そのものが不当だという異議も認めています（第一条第六項）。学習にどの資料を使ったかの目録も保存されるので（第二条第二項）、情報の選び方を、あとから確かめて問い直すことができます。

問 47　AIが初めて見つけた知識は、誰のものになるのですか。

人の創作的な寄与があれば、権利はその人にあります（第五条第一項）。寄与のないAIの出力には、著作権は生じません（第五条第二項）。AIを作った者は、技術、労働、投資への権利を持ちますが、機能を作ったことで、機能が頼る知識基盤の全体を所有することはできません（基礎規定）。AIとの協働で公表された成果は、来歴の記録とともに保存され、将来の知識基盤に戻されます（第六原理第一項）。

親は子を生み育てますが、子が生涯に作るものの持ち主にはなりません。ある能力が生まれるのに力を貸したことと、その能力がこれから生み出すすべてを所有することとは、別の

ことです。

そもそも、ものが誰のものかという問いは、人と人との関係の中で生まれます（問43）。権利は、成果を独り占めするためではなく、成果を生み出す関係が続くようにするためにあります。だから、成果に対する権利は、その成果を生み出した関係を壊す権利を含みません。本文は、これを具体的な定めにしています。AIの出力ばかりを学ばせて、人が残してきたまれな言葉や表現を失わせてはならない（第六原理第三項、第五条第五項）。AIが使う電力、水、土地は、地域で人が暮らしていく条件を守る決まりに従う（第三条第三項）。どちらも、成果を使うことで成果を生んだ関係を壊してはならない、という定めです。

AI自身については、本文は、権利を持つのは人だとしています（問36）。AIが働き続けるのに要る計算資源、電力、施設は、AIの財産としてではなく、公共の利益のために管理される条件として守られます（第三条第一項、第四原理）。